

石川県公報

令和6年9月24日

第13743号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示	公告
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室) 1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課) 1
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (同) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同) 3
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (同) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同) 4

告示

石川県告示第359号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和6年8月19日から適用する。

令和6年9月24日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行松波支店の項中「鳳珠郡能登町」を「珠洲市野々江町」に改める。

石川県告示第360号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和6年10月7日から施行する。

令和6年9月24日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行英町支店の項中「金沢市芳斉2丁目」を「金沢市広岡2丁目」に改める。

石川県告示第361号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和6年11月18日から施行する。

令和6年9月24日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行山中支店の項中「加賀市山中温泉湯の出町」を「加賀市小菅波町1丁目」に改める。

公告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和6年9月24日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ津幡横浜店
河北郡津幡町字横浜ほ47番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年5月12日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,697平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 94台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 55平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 9.4立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から翌午前0時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 7箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和6年9月11日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和6年9月24日から令和7年1月24日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和7年1月24日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和6年9月24日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラスパ白山A棟

白山市倉光5丁目14番 外41筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社

代表取締役 榑原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

(変更後) ユニー株式会社

代表取締役 榑原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

株式会社ワーカーマン

代表取締役 小濱 英之

群馬県伊勢崎市柴町1732番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ユニー株式会社

代表取締役 榑原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

ほか12者

(変更後) ユニー株式会社

代表取締役 榑原 健

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

ほか13者

3 変更の年月日

令和7年4月24日

4 変更する理由

- ・建物設置者が変更となるため
- ・小売業者が変更となるため

5 届出年月日

令和6年8月23日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

令和6年9月24日から令和7年1月24日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和7年1月24日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和6年9月24日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イエローハット金沢田上店・クスリのアオキ田上店
金沢市田上の里一丁目112番 外16筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和6年4月26日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
(都市計画課)
・「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条の規定に基づく手続きは不要です。
・地区計画の区域内における行為の届出書は受取済みです。
(通知：令和6年1月15日付都計第3271号)
(景観政策課)
・景観法に基づく届出は提出済みです。(R6景政第1509号)
・屋外広告物の許可済みです。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和6年9月24日から同年10月24日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール新小松
小松市清六町232～406番、三田町5番の一部、5番1外 地先、6～22番、23番の一部、72～88番、89番1、89番2
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和6年5月7日
- 3 市町の意見の概要
市町名 小松市
意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
意見なし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - (3) 廃棄物に係る事項等
意見なし

(4) その他の事項

- ・建築物等の建築又は建築の用に供する土地区画形質の変更を行う場合は、あらかじめ都市計画法に基づく許可を受ける必要があります
- ・建築物内の用途や面積の変更を行う時は、建築基準法の用途変更の届出が必要になりますので、建築士等に確認を行ってください

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和6年9月24日から同年10月24日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー押越店

野々市市押越一丁目199番地 外44筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐輪場の位置及び収容台数

荷さばき施設の位置及び面積

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

公告日 令和6年4月19日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

意見なし

(2) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(3) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(4) その他の事項

野々市市建築・開発指導要綱に基づき、必要な手続きを行って、土地開発を進めてください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和6年9月24日から同年10月24日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローハット金沢田上店・クスリのアオキ田上店

金沢市田上の里一丁目112番 外16筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐輪場の位置及び収容台数

荷さばき施設の位置及び面積

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

公告日 令和6年4月26日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(2) 騒音の発生に係る事項

(環境政策課)

- ・夜間騒音の最大値が予測地点(a、b、d)で、規制基準を超過している。騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は速やかに対応すること。
- ・空気圧縮機及び送風機(原動機定格出力3.75kW以上のもの)、冷凍冷蔵用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)、空調用ガス圧縮機(原動機定格出力7.5kW以上のもの)は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当する。対象となる機器を設置する場合は、本課あて届出書を提出すること。なお、特定施設を設置する事業場については、敷地境界にて騒音の規制が適用される。予測地点における騒音値が規制値を超過する場合は必要に応じて対策を講じること。

(4) その他の事項

(都市計画課)

- ・「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条の規定に基づく手続きは不要です。
- ・地区計画の区域内における行為の届出書は受取済みです。

(通知：令和6年1月15日付都計第3271号)

(景観政策課)

- ・景観法に基づく届出は提出済みです。(R6景政第1509号)
- ・屋外広告物の許可済みです。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和6年9月24日から同年10月24日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール新小松

小松市清六町232～406番、三田町5番の一部、5番1外 地先、6～22番、23番の一部、72～88番、89番1、89番2

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置及び収容台数

荷さばき施設の位置及び面積

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

公告日 令和6年5月7日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ・駐車場の位置変更に伴う交通状況の変化(混雑等)があった場合には、変更計画概要書にかかる質疑の際に提出いただきました回答書のとおり、対応をお願いいたします

(2) 騒音の発生に係る事項

- ・変更計画概要書にかかる質疑の際に提出いただきました回答書のとおり、対応をお願いいたします

(3) 廃棄物に係る事項等

- ・変更計画概要書にかかる質疑の際に提出いただきました回答書のとおり、対応をお願いいたします

(4) その他の事項

- ・増築に伴う排水計画の変更については、変更計画概要書にかかる質疑の際に提出いただきました回答書のとおり、対応をお願いいたします
- ・建築物等の建築又は建築の用に供する土地区画形質の変更を行う場合は、あらかじめ都市計画法に基づく許可を受ける必要があります
- ・建築物内の用途や面積の変更を行う時は、建築基準法の用途変更の届出が必要になりますので、建築士等に確認を行ってください

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和6年9月24日から同年10月24日まで

